

パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります！

中学生までのお子さん、または妊娠中の方がいる家庭に御利用いただいている「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、本年3月末日をもって有効期間が満了となります。

3月中に対象の世帯へ新しい優待カードを郵送しますので、4月からは新しい優待カードをご利用ください。また妊娠中の方などには役場住民福祉課または保健センターでもお受け取りいただけます。新しい優待カードをお受け取りの際には、確認のため母子手帳などをお持ちください。

4月以降、有効期限切れの優待カードを協賛店で提示されても特典は受けられませんので、ご注意ください。

また、4月から「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が全国の子育て支援パスポート事業協賛店舗でも順次ご利用いただけるようになります（一部例外を除く）。詳しくは彩の国だより3月号をご確認ください。

なお、最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト（<http://www.saitama-support.jp/>）で検索が可能です。ぜひご利用ください。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221
保健センター ☎ 82-1557

カード見本 ▶



年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請について

国が実施する「一億総活躍社会」の実現に向けた施策の一環として、平成29年度から実施される年金生活者等支援給付金の前倒しの位置づけになることも踏まえ、また、平成28年度前半の個人消費の下支えにも資するため、低所得の高齢者等を対象に給付金を支給する予定です。

※村では平成27年度補正予算に必要な経費を計上しています。（第1回東秩父村議会定例会で審議予定）

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日までに生まれた方）

平成27年度臨時福祉給付金の対象者は次の2つの条件を満たす方となります。

- ①基準日（平成27年1月1日）に東秩父村の住民基本台帳に記録されている方。
- ②平成27年度村民税（均等割）が課税されていない方。

ただし、次に該当する方は支給対象外です。

・平成27年度村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族、生活保護受給者等。

※収入・所得がない方（障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者を含む）でも村民税の申告が未申告の場合は、給付の対象となりませんので、申請の前に申告を済ませてください。

給付額 対象者1人につき3万円

申請受付について

支給対象となる可能性のある方（世帯）には、平成28年3月末に申請書を送付する予定です。申請書が届きましたら内容をご確認のうえ申請をお願いします。なお、申請方法、申請受付期間につきましては決まり次第お知らせいたします。

申請書提出・問合せ 住民福祉課・税務課 ☎ 82-1221

「和紙の子児童クラブ」からのお知らせ

和紙の子児童クラブでは、保護者の仕事などの事情により、児童の帰宅後等に保護者が家庭にいない児童（小学1年生から6年生まで）に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育をしています。

授業終了後の放課後（長期休暇中は午前中）から、指導員の保育の下で宿題をしたり、おやつを食べたり遊んだりしてみんなで楽しく過ごします。季節のイベントもあり、長期休暇中のみの利用も可能です。

無料の入所体験（全学年）や新1年生の申し込みも受け付けていますので、利用を考えている方はぜひ一度ご連絡ください。

和紙の子児童クラブ 東秩父村大字坂本30

☎ 82-0552

○保育料金

入所金	10,000円（入所時のみ）
保育料	8,000円/月
おやつ代	1,500円/月
保護者会費	300円/月
保険代	1,000円/年